

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
工事場所	京都市東山区橋本町他 地内		
路線名又は河川名等			
工事名	新橋通石畳舗装撤去仮復旧工事		
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月15日まで		
事業課(所)名	道路環境整備課	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長				m	204.8
アスファルト舗装工	m2	1,194	構造物取壊し工	m2	1,194

施工理由

本工事は、当該路線に電線共同溝を新設するにあたり、石畳舗装を撤去しアスファルト舗装で仮復旧するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年1月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年1月	
基 準 適 用 年 月	2026年1月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	06:舗装工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
構造物撤去工	構造物取壊し工(1) 【昼間施工】	石畳撤去	撤去・積込		m2	2,320	施工費	
	構造物取壊し工(2) 【夜間施工①】	石畳撤去	撤去・積込		m2	3,205	施工費	
	構造物取壊し工(3) 【夜間施工②】	石畳撤去	撤去・積込		m2	2,984	施工費	
	運搬処理工(1) 【昼間施工】	石畳運搬	運搬・荷卸し		m3	6,450	施工費	
	運搬処理工(2) 【夜間施工①】	石畳運搬	運搬・荷卸し		m3	9,180	施工費	
	運搬処理工(3) 【夜間施工②】	石畳運搬	運搬・荷卸し		m3	8,497	施工費	

設計内訳書 (本01)

工事名	新橋通石畳舗装撤去仮復旧工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装		式	1				
舗装工		式	1				
アスファルト舗装工(1) 【昼間施工】		式	1				
不陸整正	補足材:無し	m2	779				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-40, 仕上り厚:150mm	m2	779				
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	779				
アスファルト舗装工(2) 【夜間施工①】		式	1				
不陸整正	補足材:無し	m2	253				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-40, 仕上り厚:150mm	m2	253				
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	253				
アスファルト舗装工(3) 【夜間施工②】		式	1				
不陸整正	補足材:無し	m2	162				
下層路盤(車道・路肩部)	路盤材種類:再生クラッシュラン RC-40, 仕上り厚:150mm	m2	162				

設計内訳書 (本01)

工事名	新橋通石畳舗装撤去仮復旧工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
表層(車道・路肩部)	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格:再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:3.0m超	m2	162				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工 【夜間施工②】		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	3,990				
構造物取壊し工(1) 【昼間施工】		式	1				
石畳撤去	撤去・積込	m2	779				
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:10cm	m2	780				
構造物取壊し工(2) 【夜間施工①】		式	1				
石畳撤去	撤去・積込	m2	253				
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:10cm	m2	250				
構造物取壊し工(3) 【夜間施工②】		式	1				
石畳撤去	撤去・積込	m2	162				
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:10cm	m2	160				

設計内訳書 (本01)

工事名	新橋通石畳舗装撤去仮復旧工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工(1) 【昼間施工】		式	1				
石畳運搬	運搬・荷卸し	m3	78				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	78				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	78				
運搬処理工(2) 【夜間施工①】		式	1				
石畳運搬	運搬・荷卸し	m3	25				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	25				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	25				
運搬処理工(3) 【夜間施工②】		式	1				
石畳運搬	運搬・荷卸し	m3	16				
殻運搬	殻種別:アスファルト殻	m3	16				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	16				
仮設工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	新橋通石畳舗装撤去仮復旧工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員 【昼間施工】	交通誘導警備員B	人日	161				
交通誘導警備員 【夜間施工①】	交通誘導警備員B	人日	51				
交通誘導警備員 【夜間施工②】	交通誘導警備員B	人日	191				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費 (率計上)		式	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 新橋通石畳舗装撤去仮復旧工事

工事場所 京都市東山区橋本町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（フレックス工期による契約方式の工事）

- 1 本工事は、契約日の翌日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができる、「フレックス工期による契約方式の工事」である。
- 2 契約日の翌日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 契約日の翌日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。
- 4 フレックス工期による契約方式の工事により増加する経費は受注者の負担とする。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（前払金）

- 1 前払金は、各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。
なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。
※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）
- 2 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。
支払限度額の割合
令和7年度 0%
令和8年度 100%
出来高予定額の割合
令和7年度 0%
令和8年度 100%
※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。
- 3 前払金の条件は次のとおりとする。
初年度は前金払を行わない。
- 4 中間前払金の条件は次のとおりとする。
初年度については請求できない。翌年度については、出来高予定額の2割を超えない範囲内の額を請求することができる。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできない。
- 5 部分払の条件は次のとおりとする。
出来形部分に相当する部分払は、必要に応じて請求することができる。ただし、中間前払金を請求した後であっても、当該工事における各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末（当該年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該年度末又は出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払を行うことができる。

2 現場条件に関する事項

第6条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事範囲の一部は祇園新橋伝統的建造物群保存地区に属するため、施工にあたっては祇園新橋景観づくり協議会と十分に協議を実施するものとし、現場条件等に関し、その指示に従って作業を行うものとする。
- 2 市内有数の観光地であることから、観光客が多く訪れることが予想される期間（3月下旬から7月中旬、10月上旬から1月中旬）は工事を中止しなければならない。また、保安機材等もすべて撤収する必要があるため、現場は段差や開口部等無くし、安全な状態で開放できるよう、工程調整に努めること。
- 3 沿道には飲食店等の店舗が多く存在することから、営業時間や来客時の誘導等に十分注意して施工を行うこと。
- 4 本工事で撤去した石材は、電線共同溝敷設後の舗装本復旧時に再利用することを想定しているため、丁寧に施工すること。

第7条（施工時間）

施工の昼間及び夜間の標準的な作業時間帯は下表のとおりとする。ただし、関係機関及び祇園新橋景観づくり協議会等との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

区分	標準作業時間	備考
昼間施工	9時00分～18時00分	
夜間施工①	21時00分～6時00分	
夜間施工②	23時00分～8時00分	労務費調整係数 1.375(※)

$$\text{※労務費調整係数} = (6[\text{h}] \times 1.5 + 2[\text{h}] \times 1.0) \div 8[\text{h}] = 1.375$$

第8条（工事規制）

1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 祇園祭規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	
祇園祭規制	道路工事規制図に記載する地域	7月10日～7月25日	規制期間中は、全面的に工事を中止すること

2 前項第2号において、祇園祭規制期間のうち、7月21日～7月25日は規制緩和を行うものとする。

第9条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	6名（交代要員1名含む。）	交通誘導警備員B 5名	昼間施工	有
	6名（交代要員1名含む。）	交通誘導警備員B 5名	夜間施工①	有
	5～6名（交代要員1名含む。）	交通誘導警備員B 4～5名	夜間施工②	有

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第10条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
アスファルト合材	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

第11条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第12条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
舗装工（下層路盤）		プルーフローリング実施時

第13条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない。)
基準点の確認	工事前、工事後に基準点に相違がないか立会確認をする。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない。)
石材の仮置き場への搬入状況確認	撤去した石材は、今後の工事で再利用する予定のため、搬入及び荷卸しについて、仮置き場で監督職員と立会い、仮置き方法等について確認する(ただし、立会確認書は必要としない。)

第14条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考
下層路盤	再生クラッシュ RC-40 t=150mm	現場密度試験	3箇所	100m ² 以上
下層路盤	再生クラッシュ RC-40 t=150mm	プルーフローリング試験	全幅、全区間	
アスファルト舗装	再生粗粒度 As 混合物(20) t=50mm	現場密度試験	3箇所	100m ² 以上
アスファルト舗装	アスファルト混合物	温度測定（初期転圧）	随時	
アスファルト舗装	アスファルト混合物	外観検査（目視）	随時	

第15条（既済部分検査等）

本工事をやむを得ず令和9年度に工期延期した場合は、以下の通り契約書第41条（部分引渡し）に定める「指定部分」の引渡を受ける。

指定部分	引渡日
舗装工、構造物撤去工の全施工面積の20%以上	令和9年3月15日

4 建設副産物に関する事項

第16条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
アスファルト塊 （掘削） 【昼間施工】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町78番地	設計運搬距離 L = 11.4km
アスファルト塊 （掘削） 【夜間施工①、②】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町78番地	設計運搬距離 L = 11.4km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 石材について

本工事の施工により撤去した石材は、下表の条件で積算している。

また、本石材は撤去後再利用を目的とするため、丁寧に撤去し下記仮置き場まで搬出すること。

なお、仮置き後は、ODグリーンシートで仮置資材のすべてを覆い、いたずらや盗難防止に努めること。

建設副産物	受入場所	備考
石材 【昼間施工】 【夜間施工①、②】	京都市東山区福稲柿本町 （鴨川東岸線高架橋 高架下）	運搬距離(参考) L = 3.2km

第17条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第18条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1.5ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第19条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点评価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第20条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 工書の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・ 低入札価格調査の対象となった工事
- ・ 当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第21条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第22条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、 「材料確認」 及び 「立会」 の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や iPhone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第23条（建築物等の解体作業等における石綿の適切な対応）

石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、当初積算で計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

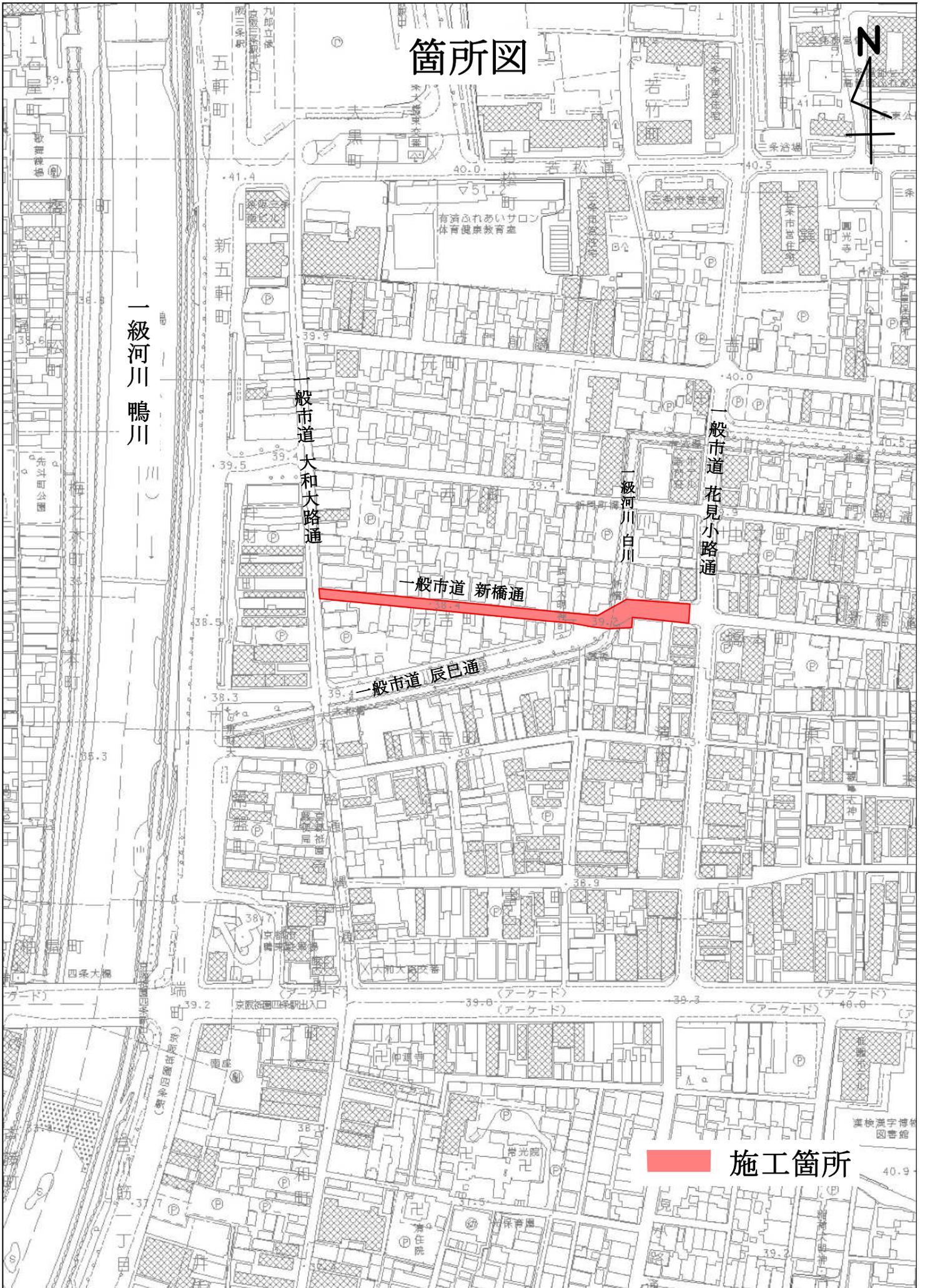
また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。

第24条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず、着工前に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を工事箇所の周辺住民に配布すること。
なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。
- 2 沿道との施工調整等のため、受注者において工事ビラの作成・配布を行う場合は、ビラの内容等について監督職員の承認を得ること。
- 3 本工事箇所は、市内有数の観光地であることから、歩行者や自転車の交通量が多いため、工事の実施に際しては十分注意を払うこと。また、沿道には飲食店等の営業店舗が多く存在することから、営業時間や客の誘導等に十分注意して施工を行い、苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 4 関係企業者と立会いを行った場合は、監督職員に関係企業者との協議内容を記載した立会調書を提出すること。
- 5 地域住民及び周辺店舗等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 施工に際し、周辺家屋や道路を汚損してはならない。誤って汚損した場合には、道路開放時間までに清掃するとともに、受注者の責で対応しなければならない。
- 7 民地に近接して施工する場合、誤って家屋等を損傷することのないよう注意して施工すること。
なお、施工前には近接する民地構造物の写真を撮影し、破損等が本工事で発生したものでない事を証明できるようにするとともに、破損等の原因が本工事である場合は、速やかに監督職員に連絡し、受注者の責により、民地所有者と協議のうえ補修すること。
- 8 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 9 騒音・振動等には細心の注意を払い、周辺住民から苦情が出ないようにすること。また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 10 隣接する地元関係者（官公庁等も含む）との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、受注者の独自の判断で施工してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 11 週間工程表については、前週木曜日の17時までに電子メールで監督職員へ提出すること。
- 12 監督職員の指示があった場合、施工箇所近隣に対して、施工する前週金曜日までに週間工程表等の配布により、工事を周知すること。
- 13 工事履行報告書及び工事月報については、翌月の5日までに請負工事必携に定める様式により監督職員へ提出すること。
- 14 交通規制を行う際は交通誘導員を配置し、周辺住民から苦情が出ないようにすること。
- 15 作業時間外における建設機械等（重建設機械を含む）による車道及び歩道の規制は行わないこと。
- 16 受注者は工事の着手までに地下埋設物等の道路占用物件の位置情報等を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取って占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。
- 17 各占用企業者の人孔蓋については、高さ調整が必要であるかを必ず確認し、必要がある場合は監督職員に報告すること。
- 18 本工事施工に伴って止水栓ボックスの調整工事が発生する場合は、水道局各営業所の指示に従うこと。
- 19 製品仕様書および本設計図書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、その際は、速やかにその指示にしたがうこと。

- 20 本工事の引渡し完了するまでの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 21 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「特記仕様書（個別工事編）」とともに、下記基準等によるものとし、疑義のある場合は必ず監督職員に事前に確認を行うこと。
- (1) 京都市道路構造条例
 - (3) 舗装設計施工指針、舗装設計便覧、舗装施工便覧
 - (4) 道路土工指針
 - (7) 舗装調査・試験法便覧
 - (9) その他関係示方書・法令・規則等
- 22 「共通仕様書」、「特記仕様書（全工事共通編）」及び「特記仕様書（個別工事編）」に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示に従うこと。
- 23 創意工夫等実施状況について、受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる。なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 24 工事中に既設の視覚障害者誘導ブロックを一時的に撤去する必要がある場合は、その間、仮設の視覚障害者誘導表示を行うなど留意すること。
- 25 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認をすること。また、官民境界及び民地境界については民地側等の工事により消失しない箇所に控えを取り、写真を撮影し記録を残しておくこと。また、施工に際しては十分注意し、境界プレートの再現は監督職員の確認を得ること。
- 26 監督職員の指示または承諾等は、原則として書面で行わなければならないが、その書面及び添付図面、添付資料等は受注者が作成し提出すること。
- 27 アスファルト舗装工において、日毎の施工箇所の端部では、アスファルト合材等により入念にすりつけを行うものとし、事故発生等防止に努めること。
- 28 監督職員との連絡は密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分な打合わせを行い、遺漏のないよう努めること。
- 29 その他については、監督職員の指示に従うこと。

箇所図



施工箇所